

ごみ集積所の補助金について

自治会が行うごみ集積かご（移動式のものを含む）の設置に要する費用に対して補助金を交付します。

補助対象 新しく設置される場合は、事前に申請して許可が必要です。老朽化や故障により新しく買い換える場合も含まれます。

（整地費用や既存のごみ集積かごの修理・補強は対象になりません）

補助金額 1件につき8万円を限度（申請多数の場合は予算の都合上、交付できない場合があります）



問い合わせ 運転管理センター
☎ 25-2111 FAX 25-2112

吉野川市斎場 空調設備改修工事のお知らせ

吉野川市斎場では、空調設備の改修工事を行います。工事期間中は、騒音の発生・資材の搬入や施工作业等により、施設を利用される皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事期間 令和3年8月中旬～令和4年2月予定



問い合わせ 環境企画課
☎ 22-2230 FAX 22-2247

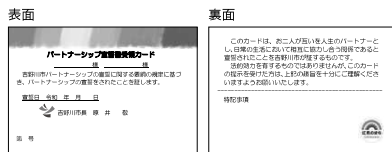
吉野川市パートナーシップ宣誓制度を開始しています

2021年(令和3年)1月1日から吉野川市パートナーシップ宣誓制度の運用を開始しています。

この制度は一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力することを約束したことを、本市が公に証明するものです。

本市では、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認に関わらず、誰もが個人として尊重される社会を目指して取り組んでいます。

受領カードイメージ



人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2260
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

オンライン Zoom コミュニティスペースのご案内 (LGBTQ)

LGBTQ（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニングなど）の当事者や家族、パートナー、友人・支援者など、どなたでも参加していただけるオンライン (Zoom) コミュニティスペースを開催します。

と き 9月11日(出)
午後1時30分～3時

講師 SAG徳島 もんたさん

定員 15人

申込必要 【応募締切9月1日(水)】

申込方法 電話もしくはEメール

申込内容 氏名（ニックネーム可）・住所・電話番号・メールアドレス

※参加料無料、秘密厳守

人権課
問い合わせ 22-2229 FAX 22-2260
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

「粗大ごみ」の高齢者・障がい者世帯訪問収集

吉野川市リサイクルセンター、山川不燃物処理場に粗大ごみの自己搬入（持ち込み）が困難な方、鴨島地区は集積所まで出すことが困難な方を対象に訪問収集を行っています。

※粗大ごみとは原則指定袋に入らないごみです（指定袋に入るとは収集できません）。

対象となる世帯

- ・70歳以上の方のみの世帯
- ・介護保険の要介護認定（要支援を除く）を受けた65歳以上の方のみの世帯
- ・身体障害者手帳所持者で肢体不自由または視覚障がい1級・2級の方のみの世帯

対象品目 粗大ごみ（詳細は「ごみ分別ガイドブック」をご参照ください）

申し込み方法 事前に電話で申し込んでください。※詳しくは運転管理センターまで問い合わせください。

問い合わせ 運転管理センター
申し込み ☎ 25-2111 FAX 25-2112

家具転倒防止器具の設置を行います

今後発生することが想定される巨大地震に備え、家具転倒防止器具の設置を無料で行います。

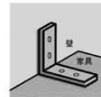
該当世帯

- ①75歳以上の高齢者のみで構成された世帯
- ②身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けた方がいる世帯
- ③療育手帳A1またはA2の交付を受けた方がいる世帯
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けた方がいる世帯

※設置は1世帯につき3組以内とします。

※予算の範囲内、先着順での交付となります。

申し込みをする場合は、防災対策課（東館2階）および各支所（川島・山川・美郷）に備え付けの申込用紙に記入し、提出してください。



L字金具取付のイメージ

問い合わせ 防災対策課
☎ 22-2235 FAX 22-2248

市指定ごみ袋の自治会交付金について

自治会加入者または自治会が市役所で市指定ごみ袋を購入した場合、購入枚数に応じて自治会へ交付金を交付します。

購入方法 市民課（本館1階）または各支所（川島・山川・美郷）で、市指定ごみ袋購入表に自治会名・氏名などを記入して購入してください。

交付金 自治会年間購入枚数合計×3円+年間基本額3,000円（※）

※購入実績がない場合は年間基本額はありせん。

○小売店などで購入した市指定ごみ袋は対象になりません。

○交付金（1年分）を毎年5月に自治会口座に振り込みます。

問い合わせ 運転管理センター
☎ 25-2111 FAX 25-2112

「ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせ」を発送します

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を9月下旬に送付します。

通知の対象者は、5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合 事務局 事業課
☎ 088-677-3666